

令和 8 年度 吹奏楽講習会企画運営業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和 8 年度吹奏楽講習会企画運営業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

生涯学習においては、市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされているところである。

子どもたちに吹奏楽に親しむ機会を提供する本事業は、中学校における吹奏楽初心者を対象に、一流の演奏家が直接指導や実演を行いながら、生涯を通じて学び続ける姿勢と仲間と共に協働する態度を育むものである。また、日頃生徒に接している指導者と連携し、社会に開かれた教育活動を目指すものである。本事業は、生涯学習大阪計画にあるとおり、子どもたちへの体験機会の提供及び学習機会の充実を図るという生涯学習の理念の実現や、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の実現に資することが重要である。

今般、その目的を達成するため、創意工夫を凝らした魅力ある企画内容および安全で効率的な事業運営体制等について、事業者のノウハウや知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

《想定される民間事業者（一例）》

吹奏楽団、吹奏楽奏者を含むオーケストラ団体、各種音楽団体、イベント企画会社など

（2）業務内容

別紙「令和 8 年度吹奏楽講習会企画運営業務委託 仕様書」を参照のこと。

（3）事業規模（契約上限額）

金 2, 244, 340 円（消費税 10%を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（5）履行場所

別紙「令和 8 年度吹奏楽講習会企画運営業務委託 仕様書」を参照のこと。

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。なお、本事業は、令和 8 年度大阪市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、予算原案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっては、発注者はその損害について一切負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結

をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払い方法については、本市と受注者で協議することとする。

(3) 契約条項

別紙「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書（経常型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

参加申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下、「法人等」という）であること。個人での申請はできない。

なお申請する法人等は以下の（１）の要件、複数の法人等による連合体（以下「連合体」という）を結成して申請する場合は（２）及び（３）の要件のすべてに該当しなければならない。

（１）申請する法人等に関する要件

- ① 地方自治法施行例第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ② 令和 7・8・9 年度本市入札参加資格者名簿（業務委託）に、大分類（04映画等制作・広告・催事、印刷）中分類（03催事）で登録されている者であること。
- ③ 令和 7・8・9 年度本市入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていない者については、申請時において、過去 1 年以上事業実態があること。
- ④ 申請書提出時点において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 申請書提出時点において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- ⑦ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く）。
- ⑧ 納税義務者にあつては、直近 2 年度間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

（２）連合体に関する要件

- ① 連合体は 2 以上の法人等で自主結成されていること。
連合体により申請する場合は、連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下、「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。
この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ② 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

（３）連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

- ① 上記（１）の要件を満たすこと。
- ② 本件募集において、同時に複数の連合体の構成団体となることはできない。
- ③ 本件募集において、単独で応募した法人等は、連合体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- ④ 連合体の構成団体間における役割分担および責任の割合等を明らかにすること。
また、代表法人については、業務の遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任をもつこと。

5 スケジュール（予定）

・公募開始	令和 7 年 12 月 19 日
・質問受付締め切り	令和 8 年 1 月 9 日
・質問に対する回答	令和 8 年 1 月 16 日
・企画提案書類提出期間	令和 8 年 1 月 19 日～2 月 2 日
・参加資格決定通知	令和 8 年 2 月 9 日
・選定結果通知	令和 8 年 3 月 9 日以降
・契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月 1 日以降
・事業完了	令和 9 年 3 月 31 日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 募集要項等の配布

募集要項は、次のとおり配布するほか、大阪市ホームページからのダウンロードにより配布する。
窓口にて配布を希望する場合は事前に電話連絡をすること。

- ア 配布場所 本要項「9 担当部署」にて配布
- イ 配布期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月9日（金）までの毎日
（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び12月27日から翌年1月4日までを除く。）
- 配布時間 午前9時30分から正午、午後1時から5時まで

(2) 質問の受付

本募集にかかる内容・諸条件（募集要項、仕様書）について、応募を検討する者からの積極的な質問を受け付けます。

- ア 受付期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月9日（金）午後5時まで
- イ 提出方法 「質問票」（様式7）に記載し、担当部署までメールにより提出すること。
必ず、電話によりメールの着信を確認すること。
上記以外の方法による質問は受け付けない。
- ウ 回答 令和8年1月16日（金）（予定）までに大阪市ホームページに回答を掲載する。
質問を提出しなかった場合も必ず内容を確認すること。

(3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

公募型企画提案に参加する場合は、以下の通り、持参により申請書類を提出すること。
なお、提出の際は、閉庁日を除く2日前の午後5時までに提出日時を電話で予約すること。書類に不備がある場合や提出予約のない場合は、受付できないので注意すること。

- ア 受付期間 令和8年1月19日（月）～2月2日（月）（ただし土曜日、日曜日を除く）
- 受付時間 午前9時30分から正午、午後1時から5時まで

イ 提出書類

- ① 公募型企画提案参加申請書（様式1-1）
- ② 公募型企画提案参加申請書（連合体用）（様式1-2）
- ③ 公募型企画提案参加申請に係る誓約書（様式2）
- ④ 誓約書（暴力団関係）（様式3）
- ⑤ 法人等の概要（様式4）
- ⑥ 印鑑証明
- ⑦ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行、写し可）
- ⑧ 法人定款又は寄附行為
- ⑨ 最近2事業年度の実績（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書）
- ⑩ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、本店所在地の市町村民税）
- ⑪ 企画提案書および経費提案書など（様式5、6）

- ウ 提出部数 正1部・副1部（副は複写可）

- エ 提出場所 本要項「9 担当部署」に持参にて提出すること。

なお、持参する際は、事前に来訪日時を電話で連絡すること。

※上記書類は、選定会議での審議資料となるため、ページ番号を入れること。また、表紙には事業名と申請団体名、通し番号（例：正-1、副-1）を明記すること。

ただし、提案事業者名の記載は正1部のみとし、副1部には記載しないとともに、他に事業者名表示、ロゴ等（申請団体の商号又は名称、代表者氏名、実施イベント名称等）があればマスキ

グするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。事業者名等が判別できると判断した場合は、提出後本市で黒塗りする場合がある。

※連合体の場合、①～⑩は、構成団体ごと、⑪企画提案書および経費提案書（様式5、6）は連合体として作成すること。

※また、必要書類に不備がある場合、申請を受け付けない。

オ 参加資格決定通知 令和8年2月9日（月）までにメールにより通知する。

（４）企画提案書および経費見積書について

ア 申請書類⑪企画提案書（様式5）

- ・A4版横書きとし、文字は10ポイント以上とすること。ただし、図表その他の関係で、前記によらない場合はそのかぎりではない。

- ・提案概要書の必須記載項目は以下のとおりとする。実現可能な範囲で、例示を活用するなど、具体的に記述すること。全体で概ね10～15ページ以内とする。

① 本事業を実施するにあたっての理念（概ね1ページ程度）

- ・本事業の目的を踏まえ、生涯学習のきっかけづくりや中学生及び指導者の技術向上及び吹奏楽理解向上に資するものであること。

② 業務遂行にあたっての具体的な方策（概ね5ページ程度）

A 企画内容

事業の企画方針・全体像、中学生（指導者を含む）を対象とした講習会としての特色・工夫、特別な企画等

B 行程スケジュール、実施日程

学校からの希望の調整、講習会の実施日程・時間帯の調整、講習会までの行程スケジュール等

C 指導等予定者

吹奏楽指導者、指導スタッフへの交渉等

D 指導内容

どのような内容での指導を行うか。（楽器の歴史、構造の説明から呼吸法、口の形、楽器のメンテナンスの伝授、よりよい音を奏でるための方法、リズム感、有効な練習方法の伝授等）吹奏楽の演奏技術向上及び音楽への理解を求める対話的な方法による指導内容を検討したか。

E 広報・受付方法

効果的な募集や受付方法等の工夫

F 事業効果検証

アンケート内容及び検証方法

③ 本事業を実施するにあたっての運営体制（概ね2ページ程度）

- ・実施の準備から吹奏楽講習会の運営にかかるスタッフ体制について示すとともに、その人員・配置についての考え方を示すこと。

- ・事業実施にかかる個人情報の保護及び管理方法について示すこと。

- ・リスク管理（安全管理・緊急時の対応）等について

④ 応募団体に関する事項（概ね2ページ程度）

以下の実績があれば示すこと。

- ・中学校の吹奏楽部所属の楽器演奏初心者等を対象に、合奏に向けて必要な演奏技術を指導

する講習会（演奏技術指導を行う者については、音楽専用ホールで年2回以上の吹奏楽の定期公演の演奏実績がある、吹奏楽の普及向上を目的とする法人もしくはこれと同等の法人の演奏者であること）を実施した実績

イ 経費見積書（様式6）

- ・事業を運営するにあたっての事業費、人件費、事務経費等についての内訳を示すこと。
また、様式6の各項目の明細（積算根拠）を別紙（様式自由）で示すこと。
- ・経費は、2（3）に示す契約上限額を上限とする。消費税額の算出は、小数点以下切り捨てとする。
- ・なお、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

※様式5・6にかかるデータをCD-Rにコピーし、書類に添えて提出すること。

（使用ソフトは、マイクロソフトWordまたはExcel）

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	審査の観点	配点
事業理念	・生涯学習の理念や学習指導要領等の趣旨を踏まえ、本事業の目的を理解しているか	10
事業内容	・事業の全体像が具体的に示されているか ・企画内容について本事業の目的が達せられる内容となっているか ・募集内容や受付方法が工夫されているか ・適切な行程スケジュール、実施日程となっているか ・事業効果の測定方法は適切か	45
事業実施体制	・提案内容を確実に実行できる実施体制となっているか ・個人情報保護及び管理、安全対策、緊急時の対応、感染症対策等について適切であるか	20
応募団体に関する事項	・本事業と類似する事業の運営実績は評価できるか ・団体の経営状況は事業を安定的に実施する上で十分か	15
経費積算の妥当性	・経費見積額は、提案内容に対して適正であるか	10
合 計		100

（2）選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーションの実施

申請者は、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。

実施日 令和8年3月5日

※時間・会場等の詳細は、追って連絡する。時間は平日9:00～21:00の間に1時間30分程度、会場は大阪市内を予定している

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「事業内容」の得点が高い方とする。
また、評価点に下限を設け、満たさない場合はいずれの団体も選定されないものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、棄権もしくは失格とみなし、選定対象から除外する。

ア 4に定める申請資格を満たさなくなった場合。

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

ウ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

エ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

オ 提出された提案書が次の要件の一つに該当する場合。

- ① 応募資格のない者が提案した場合
- ② この要項に定める提出方法・期限に適合しない場合
- ③ 提案書の内容が他者の著作権を侵害する場合
- ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ケ 見積書に記載の金額が2(3)に示す契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、教育委員会ホームページに掲載する。

8 提案に要する費用、条件等

- (1) 応募事業者は、募集要項に記載された内容を承諾のうえ、応募すること。
- (2) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 申請書の内容に不明な点がある場合は、別途、申請者にヒアリングを行うことがある。また、必要があると認めた場合は、申請者に追加書類の提出及び説明を求めることがある。
- (7) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 参加申請後に申請を辞退する場合は、その旨を辞退届（様式8）で提出すること。ただし、辞退

者について、その後不利益な取り扱いは行わない。

- (10) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (11) 受注予定者と契約を締結できない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも合計の評価点が 60 点未満もしくは各委員の評価が 1 項目でも 0 点である者を除く。

9 担当部署（提出および問い合わせ先）

〒550-0014 大阪市西区北堀江 4 丁目 3 番 2 号（大阪市立中央図書館 4 階）

大阪市教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習担当

TEL 06-6539-3347 Fax 06-6532-8520

e-Mail ua0012@city.osaka.lg.jp